

はじめに

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項に基づいて作成した「第10次愛知県交通安全計画」（平成28年度～32年度）の基本方針に従って、平成29年度における県内の陸上交通の安全に関し、国、県、県警、公社等が講ずべき施策を計画的に推進するために作成したものです。

本県における交通事故情勢は、平成28年中の交通事故死者数が212人と、前年に比べ1人の減少いたしました。また、負傷者数及び人身事件数も6年連続減少いたしました。

しかし、死者数は14年連続の全国ワースト1位であり、依然として厳しい状況にあります。

交通事故を取り巻く情勢は、超高齢社会を迎え、高齢者に対する交通安全対策が特に重要な課題となっております。

一瞬にして尊い命を奪い、平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、私たち愛知県民の切なる願いであり、人命尊重の理念の下に、「交通事故のない社会」を実現するためには、交通安全の諸施策を効果的かつ強力に推進していかなければなりません。

このため、愛知県交通安全対策会議を構成する各実施機関は、相互に緊密な連携を図りつつ、市町村を始め関係機関・団体の協力の下に、第10次愛知県交通安全計画に掲げた目標の達成に向けて、この実施計画の着実な推進に努めるものです。

平成29年5月

愛知県交通安全対策会議会長

愛知県知事 大村 秀章